

平成31年度の土地・家屋について

## 縦覧帳簿の縦覧と課税台帳の閲覧



### 縦覧帳簿の縦覧

固定資産税の納税者が自分の土地・家屋と他の土地・家屋の価格を比較し、適正であるか確認するための制度です。  
※土地所有者は土地、家屋所有者は家屋の縦覧ができます。

### ▼縦覧期間(開庁時間)

4月1日(月)～5月7日(火)

### ▼記載内容

町内の土地や家屋の評価額  
※所有者の住所や氏名などは記載されていません。

### ▼縦覧できる人

納税者、納税者の委任を受けた人

### ▼必要なもの

印鑑  
本人確認書類(運転免許証など)

委任状(委任を受けた人)

▼手数料 無料

### 課税台帳の閲覧

納税者が、固定資産課税台帳に登録された内容を確認するために行うものです。  
※課税台帳の内容は、納税通知書に添付する課税明細書でも確認できます。

### ▼閲覧期間(開庁時間)

4月1日(月)～2020年3月

31日(火)

### ▼記載内容

固定資産の価格と税額

### ▼閲覧できる人

納税者、納税管理人、これらの人から委任を受けた人、借地借家人

### ▼必要なもの

印鑑  
本人確認書類(運転免許証など)

委任状(委任を受けた人)

契約書(借地借家人)

▼手数料 1枚300円

※4月1日(月)～5月7日(火)は

無料

### ▼縦覧・閲覧場所・問い合わせ先

財務課 税務室(2番窓口)

☎26・2237(直通)



## 「男女共同参画社会」って何だろう？ 最終回



男女共同参画とは、男女が性別にかかわらず「一人ひとりの考え方や生き方が尊重される」、「あらゆる分野への参画機会が保障される」、「その個性と能力を十分に発揮することができる」社会です。

「男女共同参画社会」って何だろう？を2年間にわたり掲載してきました。男女の固定的な役割分担意識が残っていることや平等感があまりないこと、男性の意識の変化で社会が変わること、女性の政治分野での参画割合がまだまだ低いことなど、今おかれている現状や社会環境についてお知らせしてきました。また、パパママ学級・男性料理教室でインタビューを行い、皆さんの生のご意見や感想も紹介しました。皆さんはどう感じましたか？毎日の家事や育児、介護などを家族みんなで協力し合ったり、女性が地域の役割を担ったりすることで、男女共同参画社会の一步を踏み出してみませんか？

4月には、町が平成29年9月に行った住民意識調査を基に作成した男女共同参画基本計画のダイジェスト版を各世帯に配布します。ぜひご覧ください。そして、この計画の策定をもって、「男女共同参画社会」って何だろう？を終了します。今後の町の取り組みは、広報よしおかや町ホームページなどを通じてお知らせします。

2年間にわたりご覧いただき、ありがとうございました。

●問い合わせ先 町民生活課 町民サービス室 ☎26-2244(直通)



# 吉岡町の道祖神

3月31日(日)まで

道祖神とは、旅の安全や集落の平和を守る神として道の辻にまつられた石仏です。

町内には、主に1700～1860年代に造られた50基以上の道祖神がまつられています。文化財センターでは、3月31日(日)まで吉岡町の道祖神を紹介しています。ぜひお越しください。

## 文化財センター

(南下1322-12)

☎54-9443

開館時間

9:00～16:00

休館日

月曜日(祝日の場合はその翌日)

## 農用地区域からの除外

吉岡町では年に一度4月に受け付けます



## 吉岡町ぐんま新技術・新製品開発推進補助金



農業振興地域における優良農地を確保し、農業の健全な発展を促すため、農用地区域の他用途への転用などは、法律で制限されています。町の農地は、大部分が農業振興地域に指定されています。

しかし、社会情勢の変化などにより土地利用計画を変更する必要が生じた時には、緊急でやむを得ないものに限られ、農用地区域からの計画変更(除外・編入)が認められています。

### ▼申出期間(開庁時間)

4月1日(月)～26日(金)

※期間外には受理できません。

申し出をしても、計画変更の要件がすべて満たされなければ除外はできません。

また、過去に除外をし、現在農地転用をしていない土地を持つ人は、新たに申し出をしても承認されないことがあります。

### ▼受け付け・問い合わせ先

産業建設課 産業振興室  
☎26・2280(直通)

町と県が連携し、ものづくりに係る企業の開発などを支援します。

- 生産・加工方法の高度化
- 新工法などの技術開発
- 機械・装置の開発
- 材料などの利用技術の開発
- 新製品の開発

なお、本事業は平成31年度当初予算の成立を条件として実施します。

▼補助額 補助対象経費から企業負担額(20万円以上)を差し引いた額

▼補助限度額 80万円

※補助限度額を超える分は企業負担になります。

▼対象 町に主たる事業所がある中小企業者

### ▼募集期間

4月1日(月)～5月10日(金)

### ▼応募方法

所定の申請用紙(町ホームページからダウンロード)を産業振興室に持参してください。郵送での応募はできません。※申請には条件があります。事前に町ホームページで確認するか、お問い合わせください。

### ▼問い合わせ先

(役場)産業建設課 産業振興室  
☎26・2280(直通)

吉岡町商工会

☎54・2625